

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成18年3月24日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第150号

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の全部を改正する規則

京都市円山公園音楽堂条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市円山公園音楽堂条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市円山公園音楽堂条例（以下「条例」という。）第5条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市円山公園音楽堂使用許可申請書（別記様式）を条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の9箇月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(入場料を徴収する場合の使用料)

第4条 条例第5条の規定により許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が入場料（使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合における音楽堂の使用料は、入場料の総額の100分の7に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ

た額)とする。ただし、当該金額が30,000円に満たないときは、30,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、許可を受けた使用時間が午前9時から午後4時30分まで又は午後1時から午後8時30分までの間におけるものである場合の使用料は、入場料の総額の150分の7に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

(使用料の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 使用日の10日前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第1条関係）

京都市円山公園音楽堂使用許可申請書

| | |
|---------------------------|--|
| （あて先）指 定 管 理 者 | 年 月 日 |
| 申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所所在地） | 申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| 京都市円山公園音楽堂条例第5条の規定により使用の許可を申請します。 | | |
| 使 用 す る 期 間 | 年 月 日（ 曜 日 ） から 年 月 日（ 曜 日 ） まで 日間 | |
| 使用する時間の区分 | <input type="checkbox"/> 午 前 <input type="checkbox"/> 午 後 <input type="checkbox"/> 夜 間 | |
| 特別の設備の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 使 用 の 目 的 | | |
| 催 し の 概 要 | 名 称 | |
| | 主 催 者 名 | |
| | 入 場 予 定 者 数 | 人 |
| | 入 場 料 | <input type="checkbox"/> 有 料 <input type="checkbox"/> 無 料 |
| | 入場料の区分及び金額 | |

注 該当する□には、レ印を記入してください。